

銚子市電子入札約款

(目的)

第1条 銚子市の発注に係る工事又は製造の請負、調査・測量・設計等の委託及び物品の買入れ等の契約（財産の売払いを除く。）にかかる競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の法令及び銚子市契約規則（平成19年銚子市規則第33号）に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、当該事業の図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、事前に関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、銚子市に入札参加資格審査を申請した代表者又はその代理人（使用印鑑届兼委任状にある受任者をいう。）とする。
- 4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システム又は紙様式により辞退届を提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年

法律第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。
- 3 指名競争入札において、入札書受付締切予定日時時点で入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(開札立会人)

第7条 開札の執行にあたり、当該入札の参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。

- 2 立会いを希望する場合は、開札日前日までに銚子市に連絡するものとする。
- 3 代理人が開札に立ち会うときは、委任状を持参し提出するものとする。
- 4 入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(無効となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

入札に参加する資格を有しない者のした入札

同一人がした2以上の入札

所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)

必要事項を欠く入札

明らかに連合であると認められる入札

電子認証書を不正に使用した入札

入札金額内訳書の提出が必要な入札において、入札金額内訳書の提出がない入札
又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備のある入札

低入札価格調査を行う場合において、事情聴取に協力しない者又は調査のために

提出の指示を受けた書類を期限までに提出しない者のした入札

事後審査方式による一般競争入札の場合において、期限までに入札参加資格を確認する資料を提出しなかった落札候補者のした入札

総合評価方式による一般競争入札の場合において、技術資料の提出がなかった者のした入札

電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札

ア 記名押印を欠く入札

イ 金額を訂正した入札

ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

低入札価格調査において、失格とされた入札

(落札者の決定)

第10条 工事又は製造の請負その他の契約に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者(事後審査方式の一般競争入札においては、落札候補者。以下この条並びに次条及び第12条において同じ。)とし、最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格に代えて調査基準価格を設けた場合において、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「調査対象者」という。)があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められる調査対象者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項ただし書の場合において、調査対象者は、低入札価格調査に協力しなければならない。

4 総合評価方式による入札により落札者を決定しようとする場合は、第1項及び第2項のうち、「最低の価格をもって入札した者」とあるのは、「価格その他の条件が銚子

市にとって最も有利なものをもって申込みをした者」と読み替えて落札者とする。

(同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。ただし、電子入札システムの仕様等により電子くじを実施できないときは、当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。

2 前項ただし書の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき又は第10条第1項ただし書の規定により調査した結果、調査対象者を落札者としなない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札システムにより予算執行者が指定する日時において再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回とする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第10条第1項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効又は失格となった者は、再度入札に参加できないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札は行わない。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約(銚子市市有財産及び契約に関する条例(昭和39年銚子市条例第21号)に基づく議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。)を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第14条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約
の締結

契約保証金の納付

契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、本約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(電磁的な記録を使用した通知等)

第16条 本約款に規定する公告、通知、設計図書等は、電磁的な記録による方法によることができるものとする。

(補則)

第17条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この約款は、平成23年5月20日から施行する。